

## 葛井寺像の解説

研究業績目録の論文 47「東大寺法華堂伝来の天平期諸像に関する一考察」(菱田哲郎・吉川真司編『古代寺院史の研究』思文閣出版、pp.217-238、2019年7月)からの抜粋

葛井寺は、永正七年(一五一〇)の『葛井寺勸進帳』に聖武天皇勅願、行基開眼供養、本尊は神亀二年(七二五)、稽文会と稽主勲の造立と伝えられるのみで、その創建の事情については詳らかでない。ただし、『寺門高僧記』巻四「行尊伝」にみえる寛治四年(一〇九〇)のこととされる「観音霊所三十三所巡礼記」に「剛林寺等身千手 河内南郡 願主 藤井氏 字藤井寺」とあり、同巻六「覚忠伝」にみえる応保元年(一一六一)の「三十三所巡礼記」に「河内国丹比南郡(藤井氏人イ) 剛林寺。字藤井寺。御堂七間南向。本尊等身千手。願主阿保親王」とあり、平安末期には剛林寺と称し、三十三所観音霊場の札所として信仰を集め、藤(葛)井氏を願主とすると伝えられていたことが知られる。なお、境内一帯から百済系渡来氏族の私寺で使われた7世紀頃の瓦、難波宮や河内国分寺で使われた八世紀の瓦が出土しており、この地に古代寺院が存在したことは確かである<sup>i</sup>。

このように葛井寺の創建事情はほとんど不明ながら、以上の状況から葛井氏の氏寺であったとの見方が一般的である。葛井氏は、『続日本紀』養老四年(七二〇)五月壬戌条に「改白猪史氏、賜葛井連姓」とあるように、もとは白猪氏と称し、船氏や津氏と同じく河内に集住した王辰爾系の渡来氏族で、一族から多くの技術系・外交系の官僚、僧侶を輩出したことが知られている。そして、あくまで葛井寺が葛井氏の氏寺であったことが前提ではあるものの、本尊千手観音の造立時期については葛井氏の動向から一つの目安を得ることができる。

葛井寺像については、美術史からのアプローチとしてその胸飾の形式に注目した研究がある<sup>ii</sup>。すなわち、葛井寺像の胸飾は東大寺法華堂不空罽索観音像において確立した伝統形式を最も本格的に継承するものでありながら、複数の起点をもつ唐草文様の構成には鑑真来朝以降にあらわれる新形式の影響が認められることから、その造立は天平勝宝六年(七五四)以降とみるのが妥当であるという。ただ、こうした形式論は、作例が少なく、また考古学の遺物研究のように確固たる先後関係に依拠するわけではないために、必ずしも絶対的とは言えない点に留意しなければならない。

一方、葛井寺像の造立を葛井氏の八世紀半ば頃からの勢力の伸長と関連づける文献からの検討もなされてきた<sup>iii</sup>。天平十二年(七四八)八月、葛井連広成邸に聖武天皇の行幸があり、正五位上を授けられたが<sup>iv</sup>、この頃から葛井氏の活躍が目立つようになる。仏教界においては、天平勝宝八歳五月、聖武天皇の看病禅師としての働きにより、葛井氏と同族の船氏出身の慈訓が少僧都に、葛井氏出身の慶俊が律師に任じられているが、このように同族出身者が僧綱の一角を占め、仲麻呂政権下における仏教政策の中枢を担うようになっていった。加えて、葛井氏出身の技術系官僚のなかに造東大寺司の要職に就いたものがあるこ

とも注目される。なかでも天平勝宝元年より造東大寺司主典として『正倉院文書』に登場する葛井連根道は<sup>vi</sup>、天平宝字五年（七六一）に判官に昇進、その翌年には木工所や造瓦所の別当、翌々年には造上山寺菩薩所の別当も務め、上山寺菩薩所においては乾漆菩薩像四軀の造立を監督したことが知られる<sup>vii</sup>。この他、犬養は天平勝宝五年に造東大寺司主典、天応元年（七八一）に同大判官にあり、荒見は天平勝宝二年に造東大寺司に出仕した後、天平宝字八年に主典、宝龜四年（七七四）に少判官にあった。こうした葛井氏の台頭は藤原仲麻呂の権力を後ろ盾とするものであったらしく、その権力が翳りをみせると、慈訓は天平宝字七年に少僧都の任を解かれ、替わって道教がその地位に着き、根道は同年に隱岐に配流され、慶俊も天平神護二年（七六六）には職を辞したらしく、逆に道教失脚後の神護景雲四年（七七〇）には慈訓、慶俊がそろって少僧都として還任、根道も宝龜十年には外従五位下に叙せられている。ただし、葛井氏の仲麻呂政権下における台頭については、近藤暁子氏が指摘したように、その背景に光明皇后との密接な関係があったことは看過できない<sup>viii</sup>。光明皇后の母橘三千代は広成の妻、犬養宿禰八重と同族であり、その本貫は葛井寺に隣接する古市郡であった。また、慶俊は天平勝宝五年から律師昇進までの間、おそらくは光明皇后の推挙により法華寺大鎮であったことが知られる。天平宝字二年七月四日の光明皇后不予にあたり写経事業が展開されたが、その中心的役割を果たしたのも少僧都の地位にあり、法華寺内に住していた慈訓であった。さらには、まさに光明皇后不予が報じられた当日、葛井連恵文が何らかの功績によって従七位上から外従五位下まで特進していることも、光明皇后と葛井氏との密接な関係を物語っている<sup>ix</sup>。

さて、葛井寺像は半丈六の脱活乾漆像であり、加えて法華堂不空羂索観音像の胸飾の意匠が最も本格的に継承されている。その規模、作域は造東大寺司の関与が不可欠なレベルとみられる。神護景雲二年頃の「北倉代中間雑物下帳」<sup>x</sup>にみえる「漆部大夫私仏所」について、これが当時右兵衛佐と修理次官を兼任していた漆部直伊波が私的な造像のために官営工房の仏工を一時的に雇用した仏所であるとの指摘があるが<sup>xi</sup>、たとえばそうした私仏所が設けられた可能性が考えられるだろう。そして、それが可能だったのは葛井氏の台頭の時期であったに違いない。

葛井寺像の造立に関して、葛井氏の動静とともに考慮すべきは当時の千手観音信仰の動向である<sup>xii</sup>。すなわち、天平七年に唐より帰朝した玄昉によって盛んになった千手観音信仰は、同十七年の玄昉の失脚によって一時的に衰え、天平勝宝六年の鑑真来朝を契機として再び興隆したとみられている<sup>xiii</sup>。葛井氏の動静にこうした千手観音信仰隆盛の時期を重ねると、葛井寺像の造立は鑑真が来朝した天平勝宝六年以降—これは胸飾の意匠から指摘される上限とも重なる—、光明皇后が没する天平宝字四年以前、あるいは遅くとも淳仁天皇と孝謙上皇の対立が深刻化し、急速に仲麻呂の権勢が衰退する天平宝字六年以前と抑えることができる。

なお、近藤氏は葛井寺像造立の契機として特にこの間の光明皇后不予に着目する。不予が報じられた当日、仲麻呂が千手千眼経千卷、新羂索経二八〇卷、薬師経一二〇卷の書写

を勅すると、造東大寺司写経所と法華寺嶋院とが連動する形で写経事業が進められ、僅か三ヶ月ほどの間に完成された<sup>xiv</sup>。千手千眼経に関しては、まず法華寺に百部、次いで興福寺、元興寺、薬師寺、菅原寺（千手千眼悔過所）に各五〇部が送られ、さらに下野寺、某寺にも各五〇部が送られ、転読された。千手千眼経の写経、転読は、慈訓の主導によるところが大きい。一方、薬師経は香山薬師寺に送られたが、こちらは良弁が尽力したことが知られる。近藤氏の趣意は、この千手千眼経の写経と葛井寺像の造立とが一連のものともみることにあるが、光明皇后と葛井氏との関係を踏まえれば、葛井寺に千手千眼経が送られたとの記録はないものの、葛井寺像を前に千手千眼経が転読された可能性は否定できない。光明皇后不予の時点ですでに葛井寺像が存在したと想定するか、すなわちそれを下限とみなすか、あるいは造立の契機とみなすか、その解釈には両様があると思われるが、これを造立時期の一つの目安とすることはできるだろう。

ところで、これに関わり、葛井寺像自体について注目しておきたいことがある。真数千手観音として名高い葛井寺像の脇手は、三八本の大手と現状で一〇〇一本を数える小手からなる<sup>xv</sup>。脇手は本体とは完全に分離し、台座蓮肉の後方左右に立てた二本の支柱に取り付けられており、全体が四つのブロックで構成されている。二本の支柱は各々前面を臀部から腰、背中の方に沿わせて削り、腰の辺りから上方には乾漆と板材で腰から肩を包み込むような形に造形し、その外側に扇状に大手六本を含む脇手（小手は右方分が一六四本、左方分が一五〇本）を取り付けている。そして、この前方の脇手に重なるように、半月形の材に大手一三本と小手（右方分三三六本、左方分三五一本）を取り付けた脇手のブロックを、各支柱の外側面に金具で取り付けている。これらの脇手は、檜材製の一部の小手をのぞき大半は当初のもので、指は銅線に乾漆を盛る乾漆造りながら、掌までは桐材製漆箔である<sup>xvi</sup>。加えて、直径約一メートルにおよぶ台座蓮肉も桐の一枚材製で、碗型の形状を轆轤引きで仕上げている。脇手を桐材製としたのは、国産材では最も比重が軽いという特性をいかし、台座の後方にかかる千本の脇手の荷重をできるだけ抑えようとしたからであろう。一方、蓮肉に桐材が用いられたのは、比重の軽い材ゆえに敷茄子（大蓮華が生じる華瓶）への負荷が小さい<sup>xvii</sup>、轆轤引きに際して回転軸の固定が容易であるといった理由とともに、湿度や経年による材の狂いが極小であるといった理由が考えられる。ただし、日本の雕塑史のなかでは桐材の使用は決して一般的とは言えない。飛鳥時代には樟材を用いるのが一般的であったが、奈良時代後半になると木彫像には榿材が使用されるようになり、木心乾漆像の心木には多く檜材が用いられた。一方、桐材は脱活乾漆造りの当麻寺四天王内部の桶状の心木や<sup>xviii</sup>、興福寺阿修羅像の手首～掌の心木に用いられ<sup>xix</sup>、矢田寺の十一面観音立像（八世紀末頃か、乾漆併用、漆箔）、虚空蔵菩薩坐像（九世紀初期、漆箔）、地藏菩薩立像（九世紀、彩色）がいずれも桐材製であるものの、その他には仏像における使用例は知られない。ただ、そうしたなかで、東大寺大仏開眼会で使用された伎楽面が桐材製であることが注目される。飛鳥時代の伎楽面が全て樟材製であるのに対して、東大寺大仏開眼会で使用された伎楽面は桐材製と乾漆製に大別される。ここで桐材や乾漆が用いられたのは軽量ゆえと

考えられるが、桐材についてはさらに防虫効果に対する期待もあっただろうか。いずれにしろ、天平勝宝四年（七五二）を前に造東大寺司に相当量の桐材が用意されていたことは間違いなく、そのことが葛井寺像において桐材を使用する契機となったのではあるまいか。あるいは、穿った見方をすれば、造仏所の余材が流用された可能性もあるだろう。だとすれば、葛井寺像の造立は大仏開眼会以降のことと考えることができ、先の想定がさらに補強される。

- 
- i 『藤井寺市史 第一巻 通史編一』（藤井寺市、一九九七年）ほか。
- ii 松田誠一郎「八世紀の胸飾における伝統の形成と新様の受容について—彫塑附属の胸飾を中心として—」（『MUSEUM』四二二・四二三、一九八六年）。
- iii 『日本美術全集 四 東大寺と平城京 奈良の建築・彫刻』（講談社、一九九〇年）所収の松田誠一郎氏による作品解説。石川知彦「葛井寺の歴史と宝物」（大阪市立美術館特別展図録『国宝葛井寺千手観音』、一九九五年）。近藤暁子「葛井寺千手観音菩薩坐像小考—その制作事情に関して—」（『美術史学』二〇、一九九九年）。
- iv 『続日本紀』天平十二年八月己未条。
- v 『続日本紀』天平勝宝八歳五月丁丑条。
- vi 以下の葛井連根道、犬養、荒見等の事績については『日本古代人名辞典』を参照した
- vii 『大日本古文書』五、三七五頁。
- viii 前掲注7 近藤論文。
- ix 『続日本紀』天平宝字二年七月甲戌条。
- x 『大日本古記録』一六、五八一～二頁。
- xi 浅香年木「付論 古代における仏師の生産関係と社会的地位」（『日本古代手工業史の研究』所収、法政大学出版局、一九七一年）。
- xii 前掲註7 近藤論文。
- xiii 小林太市郎「奈良朝の千手観音」（『仏教芸術』二五、一九五五年）。
- xiv この写経事業については、松田誠一郎「光明皇太后念と唐招提寺木彫群」（『仏教芸術』一五八、一九八五年）に詳述されている。なお、これに続いて金剛般若経千巻の書写も開始されている。
- xv 葛井寺像の詳細については拙稿「葛井寺千手観音菩薩坐像の基礎的データ」（大阪市立美術館『国宝葛井寺千手観音』所収、一九九五年）を参照されたい。
- xvi 脇手を精査すると、支柱の前面に上下に七つの半円形の削り形があり、そこには布貼と僅かながら塑土が残り、当初は大手を脱活乾漆造とする計画であったことがわかる。
- xvii 敷茄子は上下が切り詰められているために内部構造が明らかで、中央に柄となる心木があり、その周囲に約三寸幅の材を適宜に寄せて概形を彫成し、布貼り、漆塗りで固め、片木を交えながら木屎漆で整形している。あえて集成材のように小材を寄せているのは、各々木目の方向が異なることから、材の収縮や割れによる変形を防ぐことが目的に違いない。敷茄子には蓮華座、本体と脇手の全重量が集中し、最も堅牢さ、安定性が求められる部分

---

であるため、こうした構造を採用したのであろう。

<sup>xviii</sup> 『日本美術院彫刻等修理記録Ⅱ』（奈良国立文化財研究所、一九七六年）。

<sup>xix</sup> 奈良大学博物館『X線CTで探る阿修羅像のひみつ』展における解説によれば、阿修羅像の腕は杉材を心にし、手首～掌は桐材を心に乾漆を盛り上げている。なお、八部衆・十大弟子像の他像の腕は脱活乾漆で、手首～掌のみ木材（桐か否かは未確認）を心に行っているようである。『興福寺創建一三〇〇年記念 国宝阿修羅展報告』（朝日新聞社ほか、二〇一〇年）参照。